

## 法定検査って何をするの？

### 7条検査（初回検査）

浄化槽の使用開始後3か月から8か月の期間におこなう初回の検査です。

主として、構造や施工が基準どおりにおこなわれているか、初期の作動状況が適切か、生物膜又は活性汚泥が生育しているか等について確認します。

### 11条検査（定期検査）

7条検査受検の翌年から年1回おこなう定期検査です。

主として、初期の処理機能が維持されているか、保守点検や清掃が基準どおりにおこなわれているか、使用状況が適切か等について確認します。

### ○書類検査

保守点検、清掃の記録票を確認し、保守点検及び清掃が適切におこなわれているか確認します。

### ○外観検査

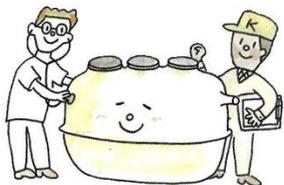
設置の状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況、使用の状況等について項目ごとに浄化槽内部及び外部の装置等を確認します。

### ○水質検査

浄化槽の放流水を採水し、水素イオン濃度、透視度、生物化学的酸素要求量（BOD）などを測定します。

## 保守点検や清掃をしているのに なぜ法定検査は必要なの？

浄化槽を人間に例えると、清掃や保守点検は日々の健康管理、法定検査は健康診断で、その役割が異なります。法定検査では、浄化槽の日々の管理に役立つよう、浄化槽の健康状態を判定し、その結果を設置者（管理者）へお送りします。



## 相談窓口

### ◎県の浄化槽行政全般に関するお問い合わせ

課名	所在地	電話番号	管轄
水環境対策課	長崎市尾上町3番1号	095-895-2664	県全域

### ◎浄化槽設置等に関する個別のお問い合わせ

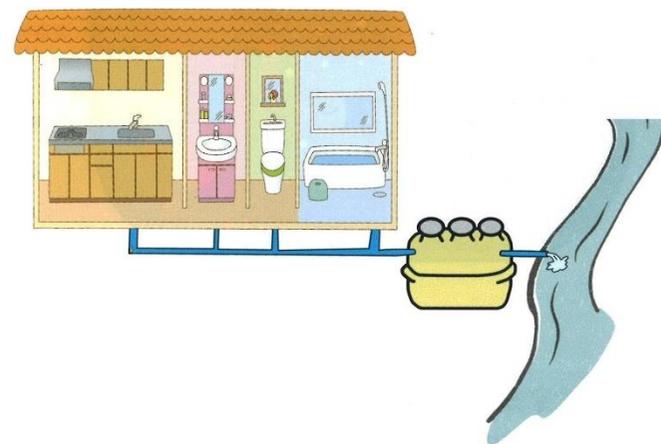
保健所名	所在地	電話番号	管轄
西彼保健所	長崎市滑石1丁目9番5号	095-856-5022	西海市 長与町 時津町
県央保健所	諫早市栄田町26番49号	0957-26-3305	諫早市 大村市 東彼杵町 川棚町 波佐見町
県南保健所	島原市新田町347番9号	0957-62-3288	島原市 雲仙市 南島原市
県北保健所	平戸市田平町里免1126番地1	0950-57-3933	平戸市 松浦市 佐々町
五島保健所	五島市福江町7番2号	0959-72-3125	五島市
上五島保健所	新上五島町有川郷2254番地17	0959-42-1121	小値賀町 新上五島町
壱岐保健所	壱岐市郷ノ浦町本村触620番地5	0920-47-0260	壱岐市
対馬保健所	対馬市厳原町宮谷224番地	0920-52-0166	対馬市

※長崎市、佐世保市については各市担当課へお問い合わせください。

### ◎法定検査に関するお問い合わせ

指定検査機関名	所在地	電話番号
(一財)長崎県 浄化槽協会	大村市溝陸町863-10	0957-47-7757
〃	佐世保市大和町890-1	0956-20-0400

浄化槽を  
正しく使って  
きれいな水環境を  
守りましょう！



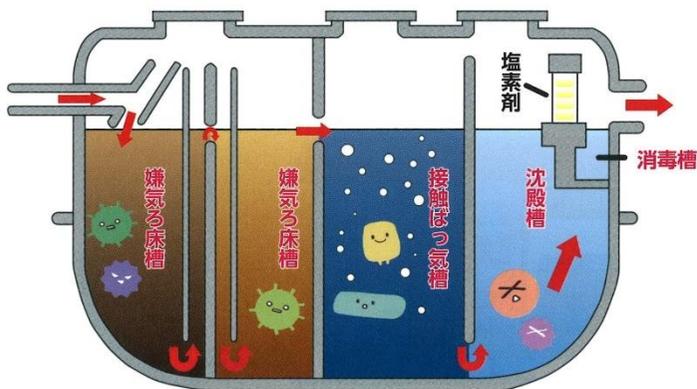
長崎県

## 合併処理浄化槽のしくみ

合併処理浄化槽とは、トイレの排水と台所・風呂・洗濯等の雑排水とを併せて処理する装置です。

合併処理浄化槽の中で微生物が汚れを食べて分解し、水をきれいにしてくれます。

合併処理浄化槽は、その微生物たちが生きいきと活動できるように作られています。



一般家庭の生活排水の中に含まれる汚濁物質の量 (BOD 量) は約 40g (一人一日あたり) とされています。40g の内訳は、トイレが 13g、生活雑排水 (台所・風呂・洗濯等) が 27g です。

合併処理浄化槽はこの汚濁物質を 90% 以上除去する能力があるので、汚濁物質の量は 4g にまで減少し、放流されます。

## きれいな水のための浄化槽 3 つの約束

### 1. 保守点検

機械の点検・調整、補修や消毒剤の補給などをおこないます。(浄化槽の型式や使用状況によって回数は異なります。)

浄化槽保守点検業登録制度が実施されていますので、県の登録を受けた業者へ委託してください。(長崎市、佐世保市においては各市の登録業者へ委託してください。)



イラスト出典：環境省浄化槽サイト

### 2. 清掃

槽内に溜まった汚泥・汚物・異物を取り除き、各装置の清掃を行う作業です。(年 1 回以上実施)

市町の許可を受けた浄化槽清掃業者がおこなうことになっていますので、各市町の許可業者へ委託してください。



### 3. 法定検査

保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを見るものです。(年 1 回)

県の指定を受けた検査機関 (一財) 長崎県浄化槽協会がおこなうこととなっていますので、毎年受検してください。



※市町村設置型の浄化槽については、上記 3 つを市町が業者等と委託契約し、利用者は市町へ利用料金を支払う仕組みとなっています。